

平成16年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成16年3月24日(水曜日)
午前10時20分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第16号 美唄市体験交流施設条例制定の件(総務)
- 2 議案第17号 美唄市部設置条例の一部改正の件(総務)
- 3 議案第18号 美唄市給与条例の一部改正の件(総務)
- 4 議案第19号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件(総務)
- 5 議案第20号 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び公益法人等への美唄市職員の派遣等に関する条例の一部改正の件(総務)
- 6 議案第21号 美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件(総務)
- 7 議案第22号 美唄市税条例等の一部改正または廃止の件(総務)
- 8 議案第23号 美唄市公民館条例の一部改正の件(総務)
- 9 議案第24号 美唄市火災予防条例の一部改正の件(総務)
- 10 議案第25号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件(民生)
- 11 議案第26号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件(民生)
- 12 議案第27号 美唄市福祉のまちづくり条例制定の件(民生)
- 13 議案第28号 美唄市高齢者等生きがい活動支援条例の一部改正の件(民生)
- 14 議案第29号 美唄市支援費制度条例の一部改正の件(民生)
- 15 議案第30号 美唄市老人バス料金助成条例廃止の件(民生)
- 16 議案第31号 美唄市災害遺児手当支給条例廃止の件(民生)
- 17 議案第32号 美唄市産業振興条例制定の件(経済建設)
- 18 議案第33号 美唄体育センター条例及びサン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件(経済建設)
- 19 議案第34号 美唄市スキー場条例の一部改正の件(経済建設)
- 20 議案第35号 美唄市中小企業等振興条例の一部改正の件(経済建設)
- 21 議案第36号 美唄市中小企業研修センター条例廃止の件(経済建設)
- 22 議案第37号 市道路線の認定、廃止及び変更の件(経済建設)
- 23 議案第38号 平成15年度美唄市一般会計補正予算(第7号)(予算審査特別)
- 24 議案第39号 平成15年度美唄市下水道会計補正予算(第3号)(予算審査特別)
- 25 議案第40号 平成15年度市立美唄

- 病院事業会計補正予算（第1号）
（予算審査特別）
- 26 議案第4号 平成16年度美唄市一般会計予算（予算審査特別）
- 27 議案第5号 平成16年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別）
- 28 議案第6号 平成16年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別）
- 29 議案第7号 平成16年度美唄市老人保健会計予算（予算審査特別）
- 30 議案第8号 平成16年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別）
- 31 議案第9号 平成16年度美唄市土地区画整理事業会計予算（予算審査特別）
- 32 議案第10号 平成16年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別）
- 33 議案第11号 平成16年度美唄市介護サービス事業会計予算（予算審査特別）
- 34 議案第12号 平成16年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）
- 35 議案第13号 平成16年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）
- 36 議案第14号 平成16年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）
- 37 報告第6号 市町村合併問題等調査特別委員会報告について（市町村合併問題等調査特別）
- 第3 議案第48号 平成15年度美唄市一般会計補正予算（第8号）
- 第4 議案第41号 財政調整基金使用の件（平成15年度使用分）
- 第5 議案第42号 財政調整基金使用の件（平成16年度使用分）
- 第6 議案第43号 財政調整基金の一部積立て停止の件
- 第7 議案第46号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第8 議案第44号 美唄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件
- 第9 議案第45号 美唄市議会議員定数条例の一部改正の件
- 第10 議案第47号 美唄市議会委員会条例の一部改正の件
- 第11 承認第1号 総務委員会所管事務調査の件
- 第12 承認第2号 民生委員会所管事務調査の件
- 第13 承認第3号 経済建設委員会所管事務調査の件
- 第14 承認第4号 議会運営委員会所管事務調査の件
- 第15 意見書案第1号 北海道警察捜査用報償費等不正支出疑惑の徹底究明を求める意見書
- 第16 意見書案第2号 労災保険制度の国営存続を求める意見書
- 第17 意見書案第3号 30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を守ることを求める意見書
- 第18 意見書案第4号 年金「改正」法案の撤回を求める意見書
- 第19 意見書案第5号 BSE、鳥インフルエ

- ンザなど、食の安全に関する意見書
- 第20 意見書案第6号 教育基本法の「改正」に関する意見書
- 第21 意見書案第7号 国連子どもの権利委員会の勧告を尊重し教育政策の改善を求める意見書
- 第22 意見書案第8号 地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書
- 第23 意見書案第9号 65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書

◎出席議員（22名）

議長	中西	勇夫	君
副議長	吉田	栄	君
1番	吉岡	文子	君
2番	広島	雄偉	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	白木	優志	君
5番	小関	勝教	君
6番	福庄	計夫	君
7番	土井	敏興	君
8番	谷内	八重子	君
9番	長谷川	吉春	君
10番	米田	良克	君
11番	古関	充康	君
12番	矢部	正義	君
13番	谷村	孝一	君
14番	川本	政芳	君
15番	内馬場	克康	君
16番	本郷	幸治	君
18番	紫藤	政則	君
19番	荘司	光雄	君
20番	林	国夫	君
22番	長岡	正勝	君

◎出席説明員

市長	井坂	紘一郎	君
助役	田渕	明信	君
企画財政部長事務取扱			
総務部長	五十嵐	義昌	君
市民部長	三谷	純一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長			
	板東	知文	君
経済部長	天野	修二	君
建設部長	酒卷	進	君
水道部長	加藤	誠	君
市立美唄病院事務局長			
	堀川	泰雄	君
消防長	佐藤	賢治	君
総務部総務課長	奥山	隆司	君
総務部総務課長補佐	佐藤	裕子	君

教育委員会委員長	藤井	忠一	君
教育委員会教育長	村上	忠雄	君
教育委員会教育部長	吉田	讓	君

選挙管理委員会委員長

	熊野	宗男	君
選挙管理委員会事務局長			
	稲村	秀樹	君

農業委員会会長	西館	隆志	君
農業委員会事務局長	遠藤	等	君

監査委員	佐藤	昭雄	君
監査事務局長	松本	慶春	君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
次長 和田友子君
総務係長 村橋広基君

午前10時20分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

収入役伊藤順一君は、公務のため欠席いたします。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

11番 古関充康君

12番 矢部正義君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第16号美唄市体験交流施設条例制定の件ないし順序37、報告第6号市町村合併問題等調査特別委員会報告についての以上37件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第16号ないし議案第24号の以上9件について、内馬場総務委員長。

●総務委員会委員長内馬場克康君（登壇）
ただいま議題となりました議案第16号美唄市体験交流施設条例制定の件、議案第17号美唄市部設置条例の一部改正の件、議案第18号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第19号美唄市特別職の職員の給与に関する条

例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第20号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び公益法人等への美唄市職員の派遣等に関する条例の一部改正の件、議案第21号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件、議案第22号美唄市税条例等の一部改正または廃止の件、議案第23号美唄市公民館条例の一部改正の件及び議案第24号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上9件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日、委員会を招集して、審査いたしました。

次に、各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第16号について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

条例は5月10日から施行ということだが、施設の竣工はいつか。また、登り窯の使用料20万円の内容を含めて施設の利活用についてどう考えているのかとの質疑に対し、建物は3月いっぱい完成するが、登り窯の方は乾燥に時間を要するので、施行月日を5月10日とした。体験交流館は陶芸以外の活用も可能であり、交流促進のため多目的に活用していきたいと考えている。登り窯の料金は窯の使用料であって、作品をつくるための原材料や燃料等は使用者の自己負担で行ってもらうことと考えているとの答弁がありました。

また、農産物の即売所について、条例中の地域特産品の普及とあるが、どういうイメージなのか。また、そのスペースの使用料につ

いてはどの質疑があり、新鮮な農産物をそこで販売して、地域特産品の育成につながるものにしていきたい。農産物に限らず、市内でつくられているもの、地場産品を販売することも考えている。直売スペースの使用については、地場産業の育成という面から減免する考えであるとの答弁がありました。

また、日常的な管理はどうするのか。原材料、燃料の用意はどうするのかとの質疑に対し、体験交流館は8月オープン予定のパークゴルフ場に臨時職員が常駐して管理することになるが、陶芸の材料は使用者の自己負担で用意していただき、登り窯についても基本的には燃料であるまきも含めて必要なものは使用者に持ち込んでいただくことになる。いろいろと市が調整する部分もあると思うが、市内の陶芸の愛好家の方にもご協力をいただいて、利用者の要望にこたえていきたいと考えているとの答弁がありました。

登り窯は、まき等相当量を使うことになり、到底利用者が用意できるものではなく、やりたくてもやれない状況では、収支均衡などをはかれるものではない。管理運営する部隊が必要ではないかとの質疑があり、どのように利用していただくのが一番いいか、指摘のあった部分を含めて庁内の十分に打ち合わせをしながら体制をつくっていきたいとの答弁がありました。

また、使用料に関してピパオイの里プラザとの整合性についての質疑に対し、既存施設との整合性を図るという視点ではなく、これからの公共施設の料金のあり方を考えて設定をしたとの答弁がありました。

また、農産物の扱いについて、家庭菜園で

とれるような少量のものでも扱うのか、それとも特産品を専門的に扱って、市の農産物のPRと普及を図っていこうという考えなのかとの質疑に対し、現在出品者を公募しており、その中で協議会のような運営組織をつくって取り組んでいただく方向である。その中で、販売するものは時期的なものや量的なものを含めて検討されると考えているとの答弁がありました。

また、直売所に関する事、使用料に関する事及び減免に関する事など指摘を受けたことを十分踏まえて、今後管理運営し、運営していく中で課題、矛盾を十分把握し、よりよい方向で施設が活用されるように努力をしていく。今後必要に応じ、条例改正を含め検討してまいりたいと考えておりますとの答弁があわせてありました。

委員会といたしまして、総括的な問題を3点に絞り、1点目として5月10日供用開始を予定されています体験交流館の使用料に関して、個人使用と団体使用に格差がある。あわせて1日500円の設定。これがその施設の十分な利用につながっていくのかどうか。十分陶芸サークルと愛好者、利用予定者との協議を行っていただきたい。そして、利用者がいないような状況にだけはしていただきたくないということ。

第2点目として、体験交流館の地域特産品の普及を目的とするスペースにつきましましては、農産物の地域特産品の販売拡大、そして意欲のある人の収入につながっていくような実りあるものにしていくために、関係者と十分ご協議をしてもらいたいということ。

3点目といたしまして、地域特産品の普及

を目的とするスペースについて、その使用を減免規定によるという部分については、前段申し上げたようにそこでたくさんもうけていただく、ビジネスチャンスとして収入につなげていただくという立場からしても、使用料の扱いについては再考が必要なのではないかと。このことについてもぜひ留意をして、これから進めていただけないかという部分について、そういった趣旨で朝令暮改でもいいものにしていくためには必要だと思っておりますので、そのことを踏まえて正すものは正していくということでご検討をいただけないかとの質疑があり、答弁としてこの施設が十分に活用されるよう、特に市民の方に施設を愛してもらおうということが大きな前進への道だと思っておりますので、愛好者、サークル等へいま進めようとしている考え方を十分説明し、協議させてほしいと思っております。地域特産品ということ、想定では年間30万人近くになるかと思っておりますが、市外からお見えになっている方が多い。これらの方がリピーターになってくれると思っております。直売所の参加申し込みが現在個人、法人を含めて7件ある。基本的には、参加者の方の組織を立ち上げていただいて、その方々とも十分協議をしながらやっていきたいと考えております。減免規定については、生産者と消費者の交流の場的な発想の中でスタートしておりまして、ビジネスという部分が欠落していたことについて反省をしております。今後、直売場を通じてどんなビジネスになり、生産行為が行われるのかということも重要なことでありまして、使用料の扱いについても十分留意をしながら運営していかなくてはならないと考えておりますとの答弁がありました。

た。

次に、議案第17号について質疑、答弁の主なものを申し上げます。

部設置条例の意図と、これに伴う課や係など組織全体のイメージについて質疑があり、基本的には組織の機能はどうあるべきかという視点から整理をし、各部の機能や業務量など、各部門間のバランスも考慮して所管事務を調整するという基本的な考え方に基づいて改正をしようとするものである。組織の見直しについては、自立に向けた推進計画の策定部門、地域医療体制のあり方について検討中である。

また、観光交流事業の総合的推進を図るため、経済部に観光交流課を、宮島沼の保全、ISOなど環境マネジメントの推進を図るため、市民部に環境課を設置しようとしている。

また、市税及び税外収納の強化を一体的にとり行うということから、税務課を市民部に移管しようとしている。これについては、市民とのかかわり及び人口規模等の類似市の組織の状況を参考にしたとの答弁がありました。

また、部設置条例の背景となっているグループ制について、4月から一部試行ということだが、どのようにやっていくのかとの質疑に対し、グループ制は庁内検討委員会を設けてきたが、職員に十分考え方が浸透していないことから、全庁的でなく一部実施し、課題があれば修正しながら、本実施に向けてさらに検討してまいりたいとの答弁がありました。

グループ制の試行については、当面総務部において試行を考えているとのことであるが、庁内議論は不十分である。全庁的な議論をし、組織の改革として議論すべきもので、4月1

日実施を拘泥すべきではない。実施するときには本格実施をすべきだ。

また、試行については係長の主査発令を行うとのことであるが、これは単に給料表だけの問題ではなく、公務員法あるいはいろいろな法律規則や職階制を基本に組み立てられているので、根本的なものが問われてくる。容易に係長職の主査発令で済まされるものではないとの質疑があり、グループ制はセクトにとらわれない柔軟な組織機構の改編に努めたいという考え方で行おうとするものであり、試行に当たっては現行体制の中でグループ制を意識し、実質的にグループ制が目指している流動性とか、柔軟性が発揮できるような業務を執行してまいりたい。その中で、小さな市役所づくりを目指して、グループ制の実施に向けて職員の共通認識を深めてまいりたいとの答弁がありました。

また、自主財源である市税は歳入の根幹であり、自立の源である税務課を市民部に移すことは、市税の占める位置づけ、基本的な物の考え方がそれぞれの意識の中で薄れていくのではないかと質疑に対し、条例の精神について、職員の能力を高め、自分たちの足元を見直し、変えるべきものは変えていく、変わらざる部分を守っていくという体制の中でいかなければ、小さな市役所ということにも自立を目指したまちということもかなわなくなる。指摘されたことについては、今後十分留意をして、そのことが職員にしっかりと行き渡る形で仕事をしてまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案第18号について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

2カ年限定の給与削減だが、全会計合わせた職員給与削減額と職員1人に係る削減額について質疑があり、全会計で1億2,828万5,000円の削減額で、4.1%の削減率。個人では給与の削減額が少ない職員で15万1,293円、最も多い職員で41万8,442円となり、3.5%から5.1%の削減率となるとの答弁がありました。

期末勤勉手当の不支給及び一時差止処分について、過去にこの条項に該当するようなケースはあったかとの質疑があり、刑事事件で懲戒免職となった例があるとの答弁がありました。

次に、議案第19号については質疑がありませんでした。

次に、議案第20号について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

公益法人等への職員の派遣として、美唄市で該当しているケースはどういうものかとの質疑があり、現在は振興公社に派遣する場合に該当しているとの答弁がありました。

次に、議案第21号及び議案第22号については質疑がありませんでした。

次に、議案第23号について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

社会教育団体、サークルなどこれまで無料で利用していた方もこれからは有料になるということだが、利用団体は幾つあるのか。また、最大でどのくらいの負担になるのかとの質疑があり、美術、文芸、ダンス、外国語など現在58のサークルがある。多いところで年間11万円前後の負担となるとの答弁がありました。

負担増は、サークル運営に支障を来したり、

会員減少につながるおそれがある。サークル存続自体が危ぶまれるわけだが、これまでどのような対応をしたか。また、利用者は納得しているのかとの質疑があり、有料化について考え方をそれぞれのサークルに個別に説明をし、ご理解をいただいたとの答弁がありました。

公民館活動は、場所を貸すということではなく、年間を通じて公民館として活動していると思うが、料金設定についてどんな議論をしたのか。運営審議会で議論をしたのかとの質疑があり、できるだけ公民館活動が停滞しないよう、各サークルの活動に支障を来すことのないように、低い料金に抑えて設定をした。他市の例も調べた中で、減免規定を設けなかった。料金については、公民館運営審議会にお諮りして審議していただいたとの答弁がありました。

いままで公民館活動として、市民会館使用については市民会館管理条例の減免規定により無料としていたと思う。昭和24年に社会教育法ができ、社会教育の柱として続いてきた公民館活動に対し、いまさら受益と負担の原則ということにはならないと思うがとの質疑があり、現在趣味のサークルが多いが、それらの方の使用を無料とすることの根拠として弱い部分があった。サークルの方がいつでも活動できる場として利用することは、1つの受益に含まれるという考えから、維持費の一部をいただくこととしたとの答弁がありました。

次に、議案第24号について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。劇場等とあるが、市内ではどこを指すのかとの質疑があり、劇

場等とは美唄シネマ、総合体育館、地域福祉会館などがこれに当たりますとの答弁がありました。

改正によって、施設の設置者が何か対策を講じなければならないことはあるのかとの質疑があり、社会情勢の変化から喫煙所の設置については所有者等が選択できることとなったとの答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第16号ないし議案第24号の以上9件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第25号ないし議案第31号の以上7件について、広島民生委員長。

なお、広島議員の委員長報告は自席から行うことといたします。

●民生委員会委員長広島雄偉君 ただいま議題となりました議案第25号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第26号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第27号美唄市福祉のまちづくり条例制定の件、議案第28号美唄市高齢者等生きがい活動支援条例の一部改正の件、議案第29号美唄市支援費制度条例の一部改正の件、議案第30号美唄市老人バス料金助成条例廃止の件及び議案第31号美唄市災害遺児手当支給条例廃止の件の以上7件について、民生委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日、委員会

を招集して審査を行いました。

初めに、議案第25号の審査における質疑の答弁の主なものを申し上げます。

今回の手数料の引き上げにより、どの程度の収入増になるのかの質疑に対しては、平成15年度と16年度の予算比較では、住民票カードの交付手数料が90万円程度の減額、住民票の閲覧手数料については、閲覧をかなり厳しくしているということで件数が減少しており30万円の減額、印鑑証明は30万円ほどの減額、住民票の写しは90万円の増額、諸証明は70万円ほど増額としており、手数料のトータルでは前年度と比較して17万円の増となるとの答弁がありました。

次に、議案第26号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

審議会の目的、内容、性格はどのようなものかの質疑に対しては、廃棄物の排出抑制、分別収集の徹底、資源ごみの再生利用、ごみの有料化等について審議していただき、市民の声を反映するなど、コンセンサスを形成する場としていきたいと考えているとの答弁。

審議会は、諮問、答申の形態をとるのかの質疑に対しては、諮問、答申という従来の形はとらず、行政側から資料を提供する中で審議するなどの方式を考えているとの答弁。

審議会委員の費用弁償についてはの質疑に対しては、委員報酬については美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正により、日額5,000円とする予定であるとの答弁。

審議会委員の構成比率はどのようになっているか、また女性の登用を考えているかの質疑に対しては、構成比率は具体的には定まっ

ていないが、第1号の学識経験者と第3号の市長が必要と認める者で6名以内、第2号の民間諸団体の代表者で6名程度を予定している。また、女性の登用は30%以上を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第27号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

条例を制定するに当たっての「福祉」の概念についてはの質疑に対しては、児童、高齢者、障がい者など、限られた人の保護、救済にとどまらず、すべての市民を対象として、生活上の問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、市民1人ひとりがお互いの人格と個性を尊重して、家庭や地域の中で障害の有無にかかわらず、生涯にわたりその人らしい安心のある生活が送れるよう、自立を支援することであるとの答弁。

条例の提案に至った経過についてはの質疑に対しては、「福祉のまちづくり」を市民参加でつくろうと、平成9年から市民による「福祉のまちづくり検討委員会」や「福祉のまちづくり推進委員会」を設置する一方、市はこれらの提言を踏まえ、さまざまな施策を実施したほか、「福祉のまちづくり」を総合的・計画的に推進するため、平成14年、15年度の2カ年をかけ、市民との協働により美唄市地域福祉計画の策定に取り組んできたが、これまでの取り組みを制度的に保障していくため、「福祉のまちづくり」の理念、市民、事業者、行政それぞれの役割り、さらには「福祉のまちづくり」を進める上での市民参加などのルールを条例で定め、市民と行政が共通認識のもと、一体となって「福祉のまちづくり」を進めることが必要であると考え、

今回の提案に至ったとの答弁。

この条例と、他の所管の施策や計画との関連性についてはの質疑に対しては、その実施に当たっては、常に「福祉のまちづくり」の視点をもって推進するが、具体的には地域福祉計画の推進体制として、現在、庁内に関係所管の課長職で組織している「庁内推進会議」において、「福祉のまちづくり」を進める中で明らかとなるさまざまな課題を検討し、各施策や計画に反映させていくとの答弁。

「市民ささえあい推進委員会」の設置目的はの質疑に対しては、「福祉のまちづくり」は市民の参加と行政との協働により進めることとあわせ、市民みずからが取り組んでいくことが大切であるので、「福祉のまちづくり」に対する市民の皆さんの意見を反映させる場と、全市的に福祉のまちづくりを推進していただくための組織として設置するものであるとの答弁。

「市民ささえあい推進委員会」の構成はの質疑に対しては、現在、取り組んでいる地域福祉計画の策定委員会を予定しており、高齢者保健福祉計画など福祉の各個別計画の策定委員や、各関係団体などからの委員、市民公募委員など25名以内で構成することとしているとの答弁。

第9条の「市民ささえあい推進委員会」の意見を聴くことについてはの質疑に対しては、「福祉のまちづくり」に対する市民の皆さんの意見を反映させる場と位置づけており、第9条の地域福祉計画の策定において、委員会の意見を聴くことを義務づけたものであるとの答弁。

第19条の委任事項はどのような内容を考

えているのかの質疑に対しては、「市民ささえあい推進委員会」設置のための必要事項を想定しており、今後の条例の制定を受け、整備することとしているとの答弁がありました。

次に、議案第28号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

条例を改正しなければならない理由、生きがい活動支援通所事業の現在の利用者数、菊の湯や社会福祉協議会の入浴との整合性、地元利用者の公衆浴場代替の認識はの質疑に対しては、今後は介護予防を実施することで重複することになる通所サービスを見直すこととし、条例の改正を行いたい。

生きがい活動支援通所事業の現在の利用者は25人である。菊の湯の生き生きサロンも介護予防への重点化を図り終了する。福祉センターの入浴は社協独自の事業である。平成12年度の公営住宅完成までは、建替えによる住民利用があったが、平成13年度からは福祉入浴として高齢者、障がい者に限定して実施しているとの答弁。

新しい介護予防事業がなくなった場合の入浴事業復活の可能性はの質疑に対しては、入浴事業の復活の可能性については、基本的に相手があることなので、1年間経過を見る中で最終的に判断していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第29号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

施設利用者に係る、経過措置の対象者数と審査・決定状況についてはの質疑に対しては、身体障がい者18人、知的障がい者133人で、すでに支援費の審査・決定が終了しているとの答弁がありました。

次に、議案第30号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

最近5年間の対象者の状況と助成対象となる地域、関連して移送サービスの対象人員、高齢者施策の重点化の内容についてはの質疑に対しては、平成10年度から14年度までの助成実人員と延べ人員の推移を見ると、平成10年度から13年度まではともに横ばいとなっていたが、平成14年度は前年度と比較し、ともに半減している。助成対象となる地域は、民生委員の担当では21地区となっている。移送サービスは平成15年度開始の事業であり、対象者が現在60人を超えた状況である。高齢者施策は、平成15年度からの移送サービスの実施や新年度の介護予防事業などに重点化を図ることとしているとの答弁。

バス料金の助成廃止の考え方について、移送サービスで代替することにはならないのではないかと。移送サービスの内容と料金負担額についてはの質疑に対しては、条例は昭和50年に制定し、当時はバスによる通院者が多く、料金の負担感を軽減する意味で助成を行ってきたが、現在は当時の状況と変わってきている。移送サービスは、通常の交通機関で移送できない重度者を対象として新たに行っているもので、対象者は異なっていることから、事業の見直しによりサービスの重点化を図りたい。移送サービスは、市内ハイヤー会社のリフトつきワゴン車3台により行われており、1回につき300円を利用者に負担していただいているとの答弁。

平成15年度の決算見込みと、平成14年度で利用者が大きく減少した理由については

の質疑に対しては、平成15年度は予算額の220万円以内にとどまる見込みである。平成14年度から市民バスの運行が開始され、運行範囲の拡大と200円の料金設定により、遠隔地の方の負担が少なくなったことから、利用者が半減したとの答弁がありました。

次に、議案第31号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

条例を廃止する理由及び廃止後の遺児に対する対応についてはの質疑に対しては、炭鉱がなくなり、この災害による遺児が生じなくなったこと、また交通災害については任意損害保険や生命保険の普及により、生計支援的な意義が希薄になってきていることから廃止することとした。なお、現受給者については経過措置を設けるとの答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、議案第25号ないし議案第29号及び議案第31号の以上6件につきましては、討論、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第30号につきましては、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第32号ないし議案第37号の以上6件について、矢部経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長矢部正義君（登壇）

ただいま議題となりました議案第32号美唄市産業振興条例制定の件、議案第33号美唄体育センター条例及びサン・スポーツラン

ド美唄条例の一部改正の件、議案第34号美唄市スキー場条例の一部改正の件、議案第35号美唄市中小企業等振興条例の一部改正の件、議案第36号美唄市中小企業研修センター条例廃止の件及び議案第37号市道路線の認定、廃止及び変更の件の以上6件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第32号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

工場等新設した場合、投資額が5,000万円以上の大きな額に対して助成になると思うが、いまの経済情勢とかけ離れた条例にしか見えない。もう少し時代の趨勢に合った、小規模でもいいから来ていただくというような考え方はないかとの質疑に対し、小規模に対しても来ていただければ、経済の活性化になるが、他の市町村の条例を見ても新設については最低でも3,000万円以上、平均で5,000万円以上、多いところでは1億円以上というところもあり、一般的に工場等を新設すれば設備を併せても5,000万円ぐらいかかるのではないかと判断しているとの答弁。

なお、本件については、本委員会の質疑を通して、この条例は昭和60年代の重厚長大型の製造業を誘致、または育成することが基本主旨であります。

今回の美唄市産業振興条例は工場等コールセンター施設やデータセンター施設、またはリサイクル設備や新エネルギー装置に対する助成は盛り込んであるものの、いまの時代の流れである情報産業を中心とした軽薄短小、

またはハードからソフトへと技術革新が日進月歩、進んでいること、また個人の起業家を無数に誕生させて、日本の産業構造の変化に対応すべきであります。特にベンチャー起業家に魅力あるものとする、既存企業に対しては小規模企業に十分留意すべきであるとの意見が集約されました。

次に、条例改正以前で資金の助成の実績はいつごろかとの質疑に対し、平成5年に千葉クリスタル、現在の昭和クリスタルが空知団地に入ったときに助成しているとの答弁。

次に、議案第33号については特に質疑はありませんでした。

次に、議案第34号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

今後のスキー場の管理は、市が継続的にやるのか、それとも近い将来民営化を想定しての条例改正かとの質疑に対し、最初は民活も検討したが、費用対効果の中で見えるものがなかったため、当面直営でやっていくとの答弁。

次に、平成16年度スキー場を管理していく中で、運営はどこに任せるのか。また、どのくらいの人数を想定しているのかとの質疑に対し、経済部に職員が配置になり、正職員が1名、嘱託職員が1名、臨時職員が11名の体制であるとの答弁。

次に、料金設定の経緯と考え方について質疑があり、過去振興公社で運営しており、その料金をできるだけ同じ形で設定していただくということで、公社の料金を参考にした。また、最も利用の多い1日券、シーズン券を若干下げているとの答弁。

次に、平成16年度収支のバランスはとれ

ているかの質疑に対し、いままでと同じような赤字を出す考え方では問題であるが、この点について聞かせてもらいたいとの質疑があり、スキー場の管理運営に当たっては、利用者のサービス、収支バランス、経営を今後も取り進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案第35号ないし議案第37号については特に質疑はありませんでした。

以上、質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第32号ないし議案第37号の以上6件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第38号ないし議案第14号の以上14件について、林予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長林 国夫君（登壇） ただいま議題となりました予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月15日ないし3月19日及び3月22日の6日間、委員会を招集し、審査いたしました。

まず初めに、議案第38号平成15年度美唄市一般会計補正予算（第7号）の質疑の主なものについて申し上げます。

一般会計の収支見通しについて、15年度末の財政調整基金の見込みについて等の質疑がありました。答弁といたしまして、一般会計の収入見通しについては、1月時点における決算見込み以降の主なものとして、歳入においては特別交付税が8,000万円程度の増

額、財源対策債が3,500万円程度の減額。一方歳出においては、除排雪経費の不用額2,300万円がその後の降雪、さらには2月23日の暴風雪による影響などにより、期待できない状況になったことがあげられるが、特別交付税の増額により、収支均衡が図られるものと見込んでいるものの、今後決定される財源対策債の額によるので、その確保に全力をあげていきたい。

15年度末の財政調整基金の見込みについては、約5,400万円となるが、16年度予算において5,000万円を取り崩すため、約400万円程度の残高になるとの答弁でした。

次に、議案第39号平成15年度美唄市下水道会計補正予算（第3号）については、別に質疑はございませんでした。

次に、議案第40号平成15年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の質疑の主なものについて申し上げます。

補正の理由について、第5次病院健全化計画の推移について、健全化計画における国・道との関係について、年度途中における貸借対照表について等の質疑があり、答弁といたしまして、補正の理由につきましては、平成15年度における入院患者数の減少により、収支の見通しが厳しい状況。このまま推移すると不良債務の発生が見込まれるということから、一般会計と協議し、4,080万円繰り入れという補正を行った。

健全化計画については、決算見通しで入院患者の減少等によって非常に厳しい経営状況にあり、今回4,080万円の追加補正を行うわけだが、見通しについては3月に入っても患者の増加が見込まれない状況もあるが、引

き続き残された期間、収入の確保に努めながら不良債務を発生させない努力をしていきたい。

健全化計画における国・道との関係については、15年度は国の支援交付金をいただいている決算状況であり、15年度に新たに不良債務が発生すると計画の継続は難しい。道との協議の中で計画との乖離がどの程度までなのかは明確にされていないが、本年6月に15年度実績報告を提出して、道と市との間で協議することになっている。今後とも国からの支援の継続に向けて努力していきたい。

年度途中の貸借対照表については、事務処理上作成は可能であるとの答弁でありました。

次に、議案第4号平成16年度美唄市一般会計予算に対する質疑について、主なものを申し上げます。

まず、第2款総務費については、専修大学北海道短期大学振興助成事業の増額の理由について、事務事業評価について、組織機構の改革と新たな行政課題への対応について等の質疑があり、答弁といたしまして、専修大学北海道短期大学振興助成事業の増額理由については、本市にとって必要な教育機関であり、留学生が増加すること、学科再編等自己努力はしているが、少子化により学生確保が難しく、経営が厳しいことから短期大学に対する助成であり、具体的な内容は、中国人留学生21人の生活費と新入生の生活に必要な物品購入費など受け入れに対して1,100万円、施設整備では野球場周辺の排水路整備と相馬記念館屋上防水工事に900万円、合わせて2,000万円を支援する。

事務事業評価については、平成13年度か

ら取り組んでおり、事務事業評価、施策評価、政策評価と行ってきた。13年度は約600の事務事業評価、14年度は事務事業評価と施策評価、15年度は事務事業・施策・政策評価を行ってきた。

組織機構の改革と新たな行政課題への対応については、新年度に当たって総務部と企画財政部を1つにする等々があるが、新たな部署をつくる場合、職員との意思の疎通や、職員同士が同じ共通認識、問題意識を持って取り組むことが必要と思っており、その辺のことについては十分配慮していかなければならないと考えているとの答弁でありました。

次に、第3款民生費については、児童手当支給事業と児童措置費の増額の理由について、「福祉のまちづくり条例」策定のプロセスについて等の質疑があり、答弁といたしまして、児童手当支給事業と児童措置費の増額の理由については、児童手当支給事業は対象者が義務教育前の児童であったが、新年度からは小学校3年生までの支給対象となったことから、約440名の増加を予定し、大幅に増額となった。また、児童措置費については、児童手当と児童扶養手当のシステム改修による委託料がそれぞれ110万9,000円ふえたことによるものである。

「福祉のまちづくり条例」策定のプロセスについては、本市の福祉風土をいかしながら、市民参加で「福祉のまちづくり」をつくろうと、平成9年からの「福祉のまちづくり検討委員会」や「福祉のまちづくり推進委員会」を設置する一方、市はこれらの提言を踏まえ、さまざまな施策を実施したほか、福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するために平

成14年、15年度2カ年をかけ、市民との協働により、美唄市地域福祉計画の策定に取り組んできたが、これまでの取り組みを制度的に保障していくために、「福祉のまちづくり」の理念、市民・事業者・行政のそれぞれの役割、さらには「福祉のまちづくり」を進める上での市民参加などのルールを条例で定め、市民と行政が共通認識のもと一体となって「福祉のまちづくり」を進めることが必要であると考え、今回の条例提案となったとの答弁がありました。

次に、第4款衛生費については、最終処分場整備事業の提案方式について、ごみの有料化に向けた取り組みについて等の質疑があり、答弁といたしまして、最終処分場整備事業の提案方式については、発注者が想定する標準的な施工方法を示し、これに基づき施工業者に技術提案をしていただくなど、民間の技術力の活用とコスト縮減に反映させたい。

ごみの有料化に向けた取り組みについては、廃棄物減量等推進審議会において、時間をかけて排出者責任や汚染者負担の原則、または負担の公平などを十分審議し、市民の声を反映した中で検討していく。市民の方々への周知、理解については、平成17年度で有料化の具体的な考え方などを理解していただくよう、地域を回って説明していくとの答弁がありました。

次に、第5款労働費については、勤労者共済会と中小企業労働福祉協議会に対する助成について、北海道中央コンピュータ・カレッジの募集状況について等の質疑があり、答弁といたしまして、勤労者共済会と中小企業労働福祉協議会に対する助成については、これ

らの団体は中小企業の福利厚生事業を実施している。勤労者共済会の補助金減少率が他と比較し少ない理由は、人件費分を含んでいるためであり、団体補助から事業補助への見直しを年次的に実施している。

北海道中央コンピュータ・カレッジの募集の状況については、入学生の推移としては平成12年度37名、13年度30名、14年度28名、15年度40名、16年度は30名前後となっており、少子化と若者の大都市志向、職業選択の多様化、さらには大学の門戸の広がりにより、情報処理技術者を目指す学生数は絶対的に少なくなっている傾向にあるとの答弁でありました。

次に、第6款農林費について、食料・環境基盤緊急確立対策事業の事業内容等について、防風林維持管理事業について等の質疑があり、答弁といたしまして、食料・環境基盤緊急確立対策事業の事業内容等については、道営ほ場整備等に伴う農家負担軽減対策であり、地元負担17.5%について受益者負担を5%及び7.5%に軽減する事業で、北美唄地区ほか6地区で実施している。

防風林維持管理事業については、計画的に間伐を実施している。なお、枝払いについては、地元で実施してもらうことを検討しており、今後、道と協議していくとの答弁がありました。

次に、第7款商工費については、スキー場の入り込み数等について、市から美唄未来開発センターへの事業の発注状況等について、産業振興室の活動状況について等の質疑があり、答弁といたしまして、スキー場の入り込み数については平成13年度21万7,384

人、14年度が21万3,271人となっているが、いずれの年度も1,000万円以上の赤字が出ているので、16年度中に運営方法等を検討していきたい。

市から美唄未来開発センターへの事業発注状況等については、平成13年、14年度とも約44%程度で、過去には20%台、30%台もあった。取引の割合については、自治法上50%を超えてはならないことについて注意を払っている。また、従業員数については男性が28名、女性が5名、計33名となっている。

次に、産業振興室の活動状況については、昨年4月に産業振興室ができ、これまで企業誘致活動、自然エネルギー関係、産業クラスターへの取り組みや新産業創出としてはベンチャー企業などへの支援を行ってきた。その中でいろんな関係機関、大学、企業などを回ってきており、チャレンジオフィスについては問い合わせがあるが、入居に至ってはいない。平成16年度については、現在、企業誘致活動において継続中の企業が1件あり、引き続きフォローしていく。また、チャレンジサポートオフィスについては多くの方々と連携を図りながら1社でも来ていただけるよう取り組んでいくとの答弁でありました。

次に、第8款土木費については、土木管理費の電気料について、除雪のブロック化について等の質疑があり、答弁といたしまして、土木管理費の電気料については、市内街路灯が約1,000万円、新設箇所の街路灯が約28万円、中央駐車場が約17万円、コスモス通が約200万円、道路のロードヒーティングが約660万円、駅前広場のロードヒーテ

ィングは200万円、融雪槽とガードポンプで約25万円など総額2,340万円となっている。

除雪のブロック化については、暴風雪災害の時に市からの連絡、業者間の連絡体制がとれ、ブロック内のバックアップ体制により迅速に対応できたと考えている。また、ブロックごとで責任を持ち除雪に対応していることにより、前年度と比較して苦情の件数も減っているとの答弁がありました。

次に、第10款教育費については、図書館と学校との連携について、生涯学習の推進体制について等の質疑があり、答弁といたしまして、図書館と学校の連携については、図書館は学校図書館のセンター的役割りを担い、その機能を果たし、補完的役割りを図っていくために学校図書館と連携していかなければならない。これまで各小学校に移動図書館車を巡回させ、資料の提供に努めているところであり、小・中学校の図書館を担当する先生とも年に数回情報交換を行い、選書・総合学習等にかかわる情報の交換を行っている。平成16年度に「子ども読書活動推進計画」を策定するので、その中で学校図書館との連携について明らかにしていきたい。

生涯学習の推進体制については、生涯学習の推進に向けて教育関係では学校教育・社会教育・社会体育があるが、地域の自立に向けての生涯学習推進委員会体制については作動していないため、早急に体制についてまとめていく。庁内横断的に集約していくことが大切であるが、いずれにしても市民が主役であり、市はコーディネーターとして市民活動を支援していきたいとの答弁でありました。

次に、第12款公債費については、高金利対策等についての質疑に対し、普通会計における高利の地方債に対して借り換え措置はなく、利率7%以上のものについて、5%を超える部分が特別交付税で措置されている。なお、下水道については、毎年借り換えを行っている。また、普通会計における元利償還額のピークは平成16年度で、残高のピークは15年度となっているとの答弁でありました。

次に、第13款職員費については、退職手当組合負担金の推移についての質疑に対し、平成13年度から15年度に支払われた退職手当金の清算にかかる特別負担金を支払うため、16年度増加となった。今後退職者がふえるに伴って、負担金の支払いは増加する。24年度まで退職者が2けたとなり、その後若干減少するが、その後また増加する見込みである。また、勸奨退職制度については、その趣旨に沿って適正に運用していくとの答弁でありました。

次に、第14款諸支出金について、国民健康保険会計、下水道会計、病院事業会計における交付税算入額についての質疑に対し、平成15年度における交付税算入額として、国民健康保険会計については2億5,700万円程度、下水道会計については9億8,500万円程度、病院事業会計については普通交付税として1億6,600万円、特別交付税として1億2,800万円、合わせて2億9,400万円程度算入されているものと考えているとの答弁でありました。

次に、歳入全般についてですが、個人市民税における所得形態別の内訳についての質疑に対し、給与所得課税額は6億3,613万4,

000円、営業所得課税額は3,278万5,000円、農業所得課税額は2,494万9,000円、その他所得課税額は2,781万5,000円、譲渡所得課税額は825万3,000円、退職所得課税額は915万6,000円、合計課税額7億3,909万2,000円に、それぞれの収納率を乗じ、それから定率減税分を除いたものを予算額として計上しているとの答弁でありました。

次に、議案第6号平成16年度美唄市国民健康保険会計予算について、国保税の引き下げについて、国保税の負担割合の適正化について等の質疑があり、答弁といたしまして、国保税の引き下げについては、平成20年度までの国保会計の財政計画を作成した結果、16年度以降毎年度欠損金が発生することから、税の引き下げについては難しいと考えているが、国保運営協議会の意見を聴き、判断していきたい。

国保税の負担割合の適正化については、資産割は賦課していない。賦課方式については、3方式、4方式それぞれにおいて、議論があるところだが、応益割合・応能割合はほぼ均衡が図られていると考えている。また、被保険者及び高齢者が増加する中、財政は厳しい状況にあるために、今後とも関係部と連携を図り、保健予防にも留意しながら諸課題の検討を行ってまいりたいとの答弁でありました。

次に、議案第7号平成16年度美唄市老人保健会計予算について、本年度の医療費の見通しについての質疑に対して、昨年の医療制度改正に伴い、後期高齢者として75歳から老人保健の適用となり、その結果として医療費が減ったものであるとの答弁でありました。

次に、議案第8号平成16年度美唄市下水道会計予算について、今後の料金制定について、南美唄地区の整備のあり方について等の質疑があり、答弁といたしまして、今後の料金改定については、平成16年度から資本費平準化債の対象要件の拡大という新しい制度が導入されることにより、一般会計からの繰入金が少なくなると考えられ、今後この制度を活用し、長期財政計画の見直しを行った上で財政状況等をかんがみながら、料金改定の時期について判断していきたい。また、今後においても自主財源の増収、コスト縮減等経費の節減に努め、経営の安定化を図っていきたい。

また、南美唄地区の整備のあり方については、道との協議により見直した計画に基づき、各町内会に説明会、さらにはアンケート調査等を実施し、地域住民の意見も聞きながら今後検討していきたいとの答弁でありました。

次に、議案第9号平成16年度美唄市土地区画整理事業会計予算について、事業の進捗状況について、事業完了後の会計処理について等の質疑があり、答弁といたしまして、事業の進捗状況については、工事の状況は地元説明会等で周知するほか、アンダーパスの完成予想図の設置などを考えていきたい。また、工期の短縮については、6カ月にこだわらずJRに要請していきたい。

事業完了後の会計処理については、他の公共事業と比較して大規模となることから、市民及び議会に対し、収支の状況や事業の内容を明らかにするために、平成5年度から特別会計とした。この事業の終了後においては、公債費の元利償還などは、一般会計に引き継

ぐこととしているとの答弁でありました。

次に、議案第10号平成16年度美唄市介護保険会計予算について、特別養護老人ホームの入所状況についての質疑に対して、近郊の特別養護老人ホームはそれぞれ満床となっており、入所待機者が多いが、重度の希望者に対する優先入所の措置により緩和されてきている。また、特養の施設整備は、北海道の第2期計画期間の中で31床を確保し、平成19年度までの期間に整備の方向であるが、今後のサービスのあり方を考慮した場合、個室、ユニットサービスに転換されていくので、動向を踏まえ、整備の検討を慎重に進めていきたいとの答弁でありました。

次に、議案第11号平成16年度美唄市介護保険サービス事業について、恵祥園の民営化についての質疑に対し、財政面などから検討委員会の中でも恵風園・恵祥園をセットで民営化することを基本的な考え方としている。また、平成15年度から19年度の間が新たな施設の増床の期限となっており、民営化について、基本的には今年度内を目標に努力しているが、できるだけ早い時期に委員会としての方向性を出すこととしていきたいとの答弁でありました。

次に、議案第12号平成16年度市立美唄病院事業会計予算について、院長の経営方針について、患者数等の算定根拠について、医療体制の構築について等の質疑があり、答弁といたしまして、院長の経営方針については、自治体病院として地域医療の確保が使命であり、職員一丸体制の中で進めていきたいとの方針である。

患者数等の算定根拠については、各診療科

の医師から、目標とする数値の提出を受け、院長と事務局との協議の中で必要な調整を行った。

医療体制の構築については、よりよい医療体制のために院長をはじめ、職員一体となった取り組みが必要と考えられる。また、医師の確保に向けては、これからも最善の努力をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第13号平成16年度美唄市水道事業会計予算について、配水管の改良について、水道料金の改定について等の質疑があり、答弁といたしまして、配水管の改良については、耐用年数の経過とともに石綿セメント管を主体に旧鑄鉄管、塩化ビニール管等を対象として考え、これらのうちの漏水頻度の多い路線、赤水の発生・水質に影響のある路線、農村地区で耕作地内に布設しているもの等、安定供給を図る重要路線を優先に行っている。なお、今後の配水管の改良については、老朽管を中心に引き続き進めていきたい。

水道料金の改定については、これまで浄水場の委託等、経費の節減に努めているが、企業債の償還がふえ、平成20年には不良債務の発生が予想されるため、料金改定が必要になるとの答弁でありました。

次に、議案第14号平成16年度美唄市工業用水道事業会計予算について、工業用水道事業の見直しについての質疑に対し、工業用水道事業の廃止・見直しに当たっては水利権の問題、工業用水道・上水道で負担をしている費用が全額上水道負担になる、工業用水道の水源を上水道で使用するにしても、配水池等の新設が必要になる等、数々の問題があり、今後、これらの問題について十分検討してい

きたいとの答弁でありました。

次に、一括総括質疑に入り、一般会計に対して、まちづくりに対する認識についてなどの質疑があり、答弁といたしまして、行政運営が特に厳しい今日の状況で自立したまちづくりを進めていくことは、これまで経験したことのない厳しい選択や決断が迫られていると考えている。この厳しい状況を打破し、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんとさまざまな情報を共有しあい、政策決定過程に参加をしていただくとともに、市役所という組織がフルに機能し、私と職員が共通の政策目標に向かって最大限の努力をすることが全体の認識を1つにし、これをなし遂げることで喜びも悲しみも共有することにつながっていくと確信しており、その先頭に立つことが、市民から負託された私の使命である。この使命を果たすために、私と職員が一層信頼し、信頼される関係を固めながら、共通の目標に向かって心を1つにして、自立したまちを次の世代に引き継ぐという強い執念を持って、あらゆる困難に立ち向かっていく決意であるとの答弁でありました。

なお、議案第5号平成16年度美唄市民バス会計予算については質疑はありませんでした。

以上の経過から、議案第4号、議案第6号及び議案第7号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第38号ないし議案第40号、議案第5号、議案第8号ないし議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 次に、報告第6号市町村合併問題等調査特別委員会報告について、紫藤市町村合併問題等調査特別委員長。

●市町村合併問題等調査特別委員会委員長紫藤政則君（登壇） ただいま議題となりました報告第6号市町村合併問題等調査特別委員会報告について申し上げます。

市町村合併問題等調査特別委員会の調査の経過及び結果について、平成15年第3回定例会において中間報告をいたしました後の概要をご報告申し上げます。

9月22日、市町村合併に関する取り組み経過として、6市町村による空知中央地域任意合併協議会設立に至る経過、また今後のスケジュールについて理事者に説明を求めました。

10月3日及び14日、理事会を招集、美唄市の自立プランが市民に配布されることに伴い、議会として、議員定数・議員報酬・議会費のあり方について議論をし、市民に示すことが確認され、その方法として議会独自による美唄市議会市町村合併問題等調査特別委員会報告を発行することになりました。

また、議会報告の配布方法についても市の自立プランの配布・まちづくり地区懇談会等の日程に合わせ、それぞれの地域の広報担当者に各議員から議会報告の配布依頼をすることになりました。

10月20日、空知中央地域新市将来構想ダイジェスト版及び美唄市自立の基本方向に

ついて、理事者から発言がありました。

さらに、市長からは、現時点で美唄市として自立の道を選択する判断をした発言があり、また最終的にはあくまでも市民の皆さんに空知中央地域新市将来構想ダイジェスト版と美唄市の自立プランを示して判断していただくという発言もあわせてありました。

10月31日、空知中央地域新市将来構想ダイジェスト版・美唄市自立のシナリオ（市町村合併に関する取り組みの経過・今後のスケジュール・市町村合併に関するアンケート調査資料）について理事者に説明を求めました。

次に、議会報告配付の割り振り・日程について、編集委員会で協議することに確認されました。

11月4日、議会報告の記載内容等について編集委員長から説明、また全戸配布・配布日程等について確認、了承されました。

12月11日、11月14日から22日までまちづくり地区懇談会が開催され、そのまちづくり懇談会に議長・市町村合併問題等調査特別委員長が出席。

また、まちづくり懇談会の質疑応答が市のホームページに掲載された資料、市町村合併に関するアンケート調査結果報告書がそれぞれ資料として提出、11月4日以降の市町村合併の取り組み経過について理事者から説明を受けました。

次に、議会として懸案であった議員定数については、次期改選期から16名。議員の年報酬については平成16年度から今任期中4%引き下げる。

なお、政務調査費、選挙費用の公費負担に

ついて、今後引き続き検討する。

以上の点について、全委員から異議なく了承されました。

3月12日、美唄市として自立に向かう自立推進計画、財政状況等について、理事者に説明を求めました。

以上の結果から、本特別委員会の所期の目的が達成されたものと判断し、平成16年第1回定例会をもって、その調査活動を終了することに決定した次第であります。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 これより議案第16号ないし議案第24号の以上9件について一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第16号美唄市体験交流施設条例制定の件ないし議案第24号美唄市火災予防条例の一部改正の件**の以上9件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第25号ないし議案第29号の以上5件について一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第25号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件ないし議案第29号美唄市支援費制度条例の一部改正の件**の以上5件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第30号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題となりました議案第30号美唄市老人バス料金助成条例廃止の件について、日本共産党議員団を代表して討論に参加いたします。

まず、結論から申し上げます、私の立場は老人バス料金助成条例廃止に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

今日、小泉内閣の国民生活破壊の政治姿勢のもとで、あらゆる年代の国民が生活の苦しさを感じています。年金給付額の引き下げ、医療費、年金保険料、介護保険料、国保料の引き上げなど、枚挙に暇がないほどです。

美唄市においても、平成16年度予算は地方交付税の大幅削減や国庫負担金の見直しな

どで非常に厳しい予算編成を余儀なくされています。

こういった状況の中で、今回議案第30号となっている美唄市老人バス料金助成条例とは、その目的に、本市に居住する老人で市内の医療機関等へバスで通院するものに対し、その料金の一部を助成し、老人福祉に寄与することを目的とするとしています。

現在この条例の利用者は、平成15年度決算見込みで延べ助成人員2,910人、実績見込み219万1,000円と聞いてます。助成対象が片道200円以上、市民バス1路線のみの方は対象外となるということで、この条例の利用者は市内の郊外に居住している高齢者の方ということが出来るはずですが、郊外から自分でバスに乗って医療機関に通うことのできる、いわばお達者高齢者です。峰延方面から中央バス、市民バスと乗り継いで労災病院へ通院するとすると片道530円で、週2回通院したとして、月にして自己負担は8,480円、これに対して月額1,320円の助成金となります。西美唄方面から労災病院に通院すると、市民バスを乗り継いで片道400円、週2回通院したとして、自己負担は6,400円、これに対して月額800円の助成となります。達者に通院できる自分へのご褒美として、感謝している方も多いと聞いています。

また、この助成は3カ月に1度、地域の民生委員の手を通して渡されると聞いています。民生委員の中には、広い地域で大変だという声もあるそうですが、人と触れ合っただけ顔の見える援助が行われる。まさにこれこそが今回議案第27号で制定しようとしている美唄市

福祉のまちづくり条例の精神そのものではないでしょうか。1度も飛行履歴のない農道空港に平成16年度400万円強の予算がついて、通院バス助成金219万1,000円を廃止に持っていく。これが「やさしさと健康のまちづくり」を目指す市長のとるべき態度でしょうか。

市長、また議員各位にあっては、高齢化の進む中、必死に生活を営んでいる市民のささやかな喜びというべき老人バス助成の意義をもう1度見詰め直し、条例廃止を撤回するよう強く要望し、討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員のこの後の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第30号美唄市老人バス料金助成条例廃止の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第31号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号美唄市災害遺児手当支給条例廃止の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第32号ないし議案第37号の以上6件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号美唄市産業振興条例制定の件ないし議案第37号市道路線の認定、廃止及び変更の件の以上6件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第38号ないし議案第40号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号平成15年度美唄市一般会計補正予算（第7号）ないし議案第40号平成15年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上3件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第4号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました議案第4号平成16年度美唄市一般会計予算につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして討論に参加いたします。

結論から申し上げます、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

いま日本経済は、かつて経験したことの無い深刻な経済危機にさらされています。現在国会で審議されている2004年度政府予算案は、大規模な国民負担の増加と給付削減へのスタートを切るとともに、ミサイル防衛の導入で新たな軍備拡張に踏み出す中身となっており、他方では小泉改革による景気悪化と大企業減税で税収が低迷し、国債の新規発行が過去最高の3兆6,900億円に達するなど、財政破たんは一段と深刻になっています。小泉内閣は、改革断行予算と呼んでいます、

暮らしと経済、アジアと日本の平和にとって最悪の予算案というほかありません。

社会保障費では、今年度に続いて年金の物価スライドを実施し、約3,000万人が受給している公的年金を0.2%から0.3%引き下げ、また約800億円ないし1,200億円の給付のカットとなります。すでに今年度は、0.9%、約3,700億円の給付が削減されています。年金受給者は、わずか2年で5,000億円近い給付を吸い上げられることとなります。何より、基礎年金の国庫負担2分の1への引き上げを先送りにする一方、年金改革と称して2017年度まで毎年続く保険料引き上げを開始することは重大です。年度の半ばから実施の来年度は4,000億円、その後は1兆円近い負担増を継続するなどの内容になっています。

地方自治体への国庫補助負担金は、福祉と教育を標的に1兆円の削減を盛り込んでいます。小泉内閣は、3年間で4兆円を削減するとしており、その大きなステップを刻もうというものです。

税金では、来年度の年金課税の強化などを皮切りに、政府与党は2005年から2007年度にかけて定率減税の縮小、廃止、さらには消費税率の引き上げを打ち出しています。

政府与党は、こうした国民への負担増を社会保障を賄うために仕方がないと説明していますが、これこそまさに国家的なごまかしがあります。基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げる財源は、道路特定財源の一般財源化などで十分手当てすることができます。国と地方で40兆円以上に上る公共事業に抜本的なメスを入れ、大幅軍縮をすれば、10兆

円を超える新たな財源を生み出すことが可能です。

こうして国民の暮らしと社会保障を名実ともに予算の主役に据えることこそ、いま求められている国民本位の歳出の改革にほかなりません。その意思も能力もない政権がひたすら国民が負担するしかないかのように描いて、国民を押し切ろうとしています。それどころか、政府は国民から吸い上げたお金をアメリカ追従の軍拡予算につぎ込んでいこうとしています。軍事費に盛り込まれた弾道ミサイル防衛システムの導入です。報復の心配なく、先制攻撃を仕掛けられる体制を固めようというアメリカのブッシュ政権の戦略に日本を組み込む危険はきわまりない計画です。来年度は1,000億円、最終的には数兆円規模の巨費を投じるとされており、予算の上でも大きな負担になるものです。財政破たんを深めるもとの、アメリカの要求に従って大軍拡を進める財源の保障、これが国民の大負担増の内容です。こうした政府の財政政策が地方自治体への地方交付税臨時財政対策債の大幅な削減となってあらわれ、地方財政の破たんの危機にさらされる最大の原因となっています。

こうした政治的状況の中で編成された平成16年度美唄市一般会計予算ではありますが、かつてない厳しい財政状況の中で自立に向けての予算編成に携わった理事者及び関係職員の筆舌に尽くせぬ労苦に対し、心から敬意を表するものであります。

一般会計の歳入歳出の予算の総額は174億1,265万7,000円で、前年比で10.1%の削減という国による財政制約がまともに出ている予算となっています。

歳入では、市税は22億7,067万8,000円で、前年比で6,787万5,000円のマイナスとなり、本市においても不況の波をともに受け、本市の自主財源の脆弱さをあらわし、また地方交付税は71億9,100万円で前年比で1億4,900万円のマイナス、臨時財政対策債は5億3,000万円で2億2,000万円のマイナスとなり、頼らなければならない依存財源においても予想以上の厳しいものになっています。

歳出の厳しい財政状況を反映して、全体として大幅な減額をしています。主なもので福祉の面では介護予防事業をはじめ、一定の改善・見直しがされているものの、全体としてみれば国の制度による予算の増額以外では大きな後退となっています。

また、土木費では道路側溝整備や市営住宅の改築など、意を用いられていることは評価できるものがあるものの、全体では約20%という大きな減額となり、本市の基幹産業である農業にも明るい展望の持てるものにはなっておりません。

いま緊急に改善を要するものに、市立美唄病院の財政健全化があります。この健全化をなくして一般会計の健全化もあり得ません。健全化の最大の障害になっている部分を大胆に改善することなしには、この解決はありません。厳しい財政状況を反映した予算ではありますが、基本的には国の進める路線に沿った予算の内容になっています。ことしは、自立に向けての大きな第一歩となる年でありませぬ。それだけに、市政執行の原点である市民の生活をどう守るか、市民の本意が政治の中にどうかされるのかが重要だと思ひます。

ことしは市長選挙の年でもあり、この8年間、市政を担当してきた井坂市長にあっては、掲げた公約の重要な柱である福祉のまちづくりに大きな市民の期待が寄せられたわけでありませぬが、市民の目から見るならば、それは残念ながら期待外れだったわけでありませぬ。市政執行に当たっては、なかなづく厳しい状況の中で自立に向けて進むとすれば、職員1人ひとりの心に灯をともしような情熱と信頼関係をつくり上げ、人間として温かい血の通った行政執行が必要でありませぬ。本市の財政環境の厳しさは、今後の国の財政政策により一層の財政悪化が予想されませぬが、市長は地方自治の本旨を守り、市民の生活を守るためにも国や道に対して並々ならない決意を持って言うべきことははっきりと主張する、そのことが市民本位の市政の進展こそ市民の願いを実現し、住みよい美唄になると思ひます。そのことを心から期待するものでありませぬ。

以上申し上げませぬして、反対討論を終わります。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） ただいま議題となりました議案第4号平成16年度美唄市一般会計予算について、私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

最初に、討論に入る前提として、私の一般質問に対する市長答弁等で明らかになった予算編成作業における特徴的なポイントについて触れてみたいと思ひます。

一般会計の予算総額は、174億1,300万円の規模で、対前年比10.1%減、5年連続マイナスとなる大幅な緊縮予算となりました。

ポイントの1つは、国の言う三位一体改革があります。地方交付税では、臨時財政対策債を含めて3億7,000万円、4.56%の減、補助金負担金では保育所運営費、児童扶養手当等で1億円の減、税源移譲では所得譲与税で5,000万円の増、つまり三位一体で4億2,000万円の減額となったこと。

ポイントの2つは、道の財政立て直しプランがあります。これは、医療費助成制度として900万円の減額となったこと。

ポイントの3つは、歳入の大幅な落ち込みをカバーする対策として、職員や議員の人件費をはじめ、歳出の経費節減で6億円を捻出したこと。

ポイントの4つは、6億円の経費節減でもなお不足することから、財源対策として財政調整基金取り崩し5,000万円、特定目的基金借り入れ2億2,000万円、債務負担行為年次割額の支払い繰り延べ1億2,000万円、合わせて3億9,300万円の財源操作をして、ようやく収支のつじつまを合わせたこと。

ポイントの5つは、受益者負担や行政サービスの見直しにより、市民の暮らしに影響があること。

ポイントの6つは、平成17年度では仮に三位一体改革が拡大し、国の地方財政対策に特別な手だてが講じられなければ、財政調整基金の積み立てが枯渇することになり、財源操作もできず、赤字転落は必定となることと言えます。

国の地方財政対策は、旧産炭地や過疎地を直撃し、甚大な影響を及ぼしました。いまこそ、むしろ旗を立て、地方の実情を怒りをもって訴えるべきとの思いは決して私だけでは

ないはずですが。このようないまだかつて経験したことのない財政環境下で苦悩の予算編成を強いられた、市長はじめ関係者のご苦勞は大変なものだと深く敬意を表したいと思いません。

さて、本論に入ります。最初に原案に賛成する理由を3点申し上げます。

第1に、6億円に上る巨額の経費節減への評価についてであります。経費節減対策として、人件費、事務事業費、内部管理費、補助費等を見直しました。特に人件費については、市職員、市議会議員とも率で4%強、総額で1億4,400万円に上りました。特に職員給与は基本給や期末手当に及ぶというつらい選択を強いられました。この間の労使の真摯な努力について、その労を多といたしたいと思いません。

第2に、市民への痛み、暮らしへの影響を最小限に抑えたことへの評価についてであります。

その1つは、受益者負担の考え方についてですが、戸籍住民登録事務手数料の増額については、近隣市町村との均衡に考慮したこと。市立保育所運営保育料1.5%増については、国の基準に段階的に合わせるという計画性と延長保育サービスの充実が伴っていること。公民館や市民会館の使用料については、それぞれ受益者負担の原則に沿った内容であること。

その2つは行政サービスの面ですが、通院バス料金助成の終了は新たに重度障害者を対象にした移送サービスの開始を伴うこと。生きがい活動支援通所事業としての入浴サービス等の終了は、新たに介護予防事業の対象者

としたこと。高齢者インフルエンザ予防接種事業は、市助成額の減額幅を最小限度としたこと。就学援助事業としての給食費助成範囲の縮小は、各種の基準を考慮し、縮小幅を抑えたこと。

その3つは、公共施設の利用制限につながる開館時間の見直しについてですが、図書館、公民館桜井邸、勤労青少年ホーム、アルテピアツァ、温水プールの利用時間の縮小等は、利用実態を考慮した結果と言えると考えます。やむを得ないと考えます。つまり受益者負担、行政サービス、公共施設の利用についての市民生活の影響は現下の財政状況を考えると、さらに市民理解を深めることを前提にやむを得ざるものであると考えます。

しかし、通院バス料金の助成終了に対して、地域福祉の視点で支え合う、思いやる、そういった心をまさに実現に実行できるかどうか。市長の掲げる地域福祉ネットワーク事業、福祉のまちづくり事業、このことがこのテーマを具体的に補完できるのか、検討を要するものだと考えます。

第3に美唄市が取り組む主要事業のうち、「自立元年」にふさわしい施策への評価についてであります。以下、目指すまちづくりのジャンルごとに1事業に絞って申し上げます。

1つ、「やさしさと健康のまちづくり」については、地域福祉ネットワーク事業の200万円を挙げます。その理由は、井坂市政誕生以来構想を温め、平成9年度から6年の期間、地道に積み上げてつくり上げた福祉のまちづくり条例に基づく地域福祉の推進と位置づけられているからであります。私は、予算審査特別委員会でこの条例ができるまでの取

り組みの残した軌跡とこの条例をどのようにいかしていくのか、まさに美唄発信全国展開のきらりと光る自信作として、書物にすべきと提言しました。人と人がお互い支え合い暮らすことができる地域社会を住む人みずからトライする事業の地道な継続の成果を期待し、高く評価するものです。

2つ、「快適な暮らしを実現するまちづくり」については、高規格救急自動車整備事業の2,710万円を挙げます。病院の一部診療科目においてセンター化やサテライト化が避けられないと言われている今日、患者搬送の1分1秒が生死を決める事態に備えて、既存の1台に加えて高規格救急自動車1台の新たな購入は、市民の救命率向上を図るための時期を得た対策であり、行政本来の仕事として評価するものです。

3つ、「人と自然が調和したまちづくり」については、廃棄物減量等推進事業36万円の新規事業を挙げます。美唄市においては、ごみ処理基本計画に基づき、家庭用一般廃棄物の有料化と事業所用一般廃棄物の有料化の見直しが平成18年度から実施されます。あわせてごみの最終処分場の建設、さらにはその先に焼却場や生ごみの処理施設の広域化事業の方向について方針決定されています。このたび計上された予算は、市民参加による体系的なごみ処理の将来の姿について、より具体的な原案づくりをするための組織として推進協議会を立ち上げるもので、市民との協働によるごみ処理行政推進と他自治体との差別化を図れるよう期待しています。

4つ、「豊かで活力のある産業が広がるまちづくり」については、美唄市観光物産協会

補助事業1,300万円を挙げます。観光物産協会の事務局が市から商工会議所に移行することを契機に、市長がスタートから手がけて現在好調な経営を展開しているゆ〜りん館やその付属施設を柱にして、美唄の地域資源がいかされ、新たな観光産業の転換に結びつくことにより、美唄の元気を取り戻すことができるよう、事務局の専任職員にはそのプロが任に当たることが望ましいと思います。市としての役割りを果たすことを期待しています。

5つ、「文化と交流のまちづくり」については、専修大学北海道短期大学振興助成事業2,000万円を挙げます。中国留学生の受け入れが8人から21人に大幅増になることや、体育施設整備のため前年度より倍増予算計上となりました。しかし、留学生支援は1人当たりは減額となり、佳木斯会等市民の支援体制の強化が望まれます。美唄にとって、絶対必要な専修大学の存続は、産・学・公・民の連携によるまちづくりのためにも極めて重要です。市として役割りを果たすことを期待しています。

次に、今後の行財政執行等について、私の若干の意見を申し上げます。

その1つは、しつこくしつこくお話申し上げる行政組織のグループ制と職員担当制の導入に当たっての考え方です。このことについては、職員間、市民間との双方向の議論を重ねること、せいては事をし損ずるということをお心に銘じていただきたいと思います。

その2つは、職員の退職勧奨制度のあり方について申し上げます。3月18日の北海道新聞に次のような記事が載っていましたので読み上げます。「期末手当の不受給、町長み

ずから議案提出。後志管内岩内町の町長は、17日の町議会でみずからに対し、2007年10月までの任期中、年2回の期末手当を支給しないとする特別職給与条例改正案を提出した。19日の町議会で可決の見通し。町長は、初当選の10カ月前、勧奨扱いで同町を退職した際に受け取った退職金の割り増し分について町民の一部から批判を受けており、これを考慮した措置という」、道地方課のコメントは省略しますが、「同町の期末手当の年間支給額は月給給料の4.4カ月分で、同町長に今後支給されるはずだった同手当の総額は約1,100万円、同町長は02年12月に同町一般職を退職した際、公職選挙の立候補予定者には適用をされない勧奨扱いで退職し、本来の退職金のほか、割り増し分995万6,000円の支給を受けた」という内容であります。

美唄市にもこの記事の一部類似した直近の例があると承知をしています。本年1月末で退職した一般職最高幹部職員は、2月15日に記者会見を開き、9月に実施予定の美唄市長に出馬することを表明しました。美唄市職員の退職金の支給に当たっては、加入している市町村退職手当組合条例や美唄市の勧奨退職要綱がルールにあります。さらに、そのルールの前提に国家公務員の支給ルールが法律等で定められています。その法律の運用方針には、次のような定めがあります。国家公務員退職手当法の運用方針第3条関係の4、退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退職としては取り扱わないものとする規定であります。仮に1月末で退職した職員が勧

奨扱いで多額の加算額が支給されたとすれば、返還義務は生じないのでしょうか。私には、返還義務が生じると考えます。どのようにお考えでしょうか。これは、質問ではございませんので、討論ですので、答弁がいただけないことが残念であります。ぜひ適切な対応を求めることを強く要望したいと思います。

その3つは、わかりやすい予算書の作成についてであります。このことも何度も何度もお話をしてきたことではあります。あえて申し上げたいと思います。予算書の作成は、地方自治法施行令、施行規則、さらには細かく規定をされています。議決科目の款、項については一定の書式がありますが、執行科目の目、節についてはそれぞれ自治体がオリジナルな考えで記載できるというふうに承知をしています。美唄市の予算は、その事業がどうなっているのか、政策がどうなっているのか、施策がどうか、あわせて事務事業が具体的にどのような内容になっているのか、対前年比がどうなのか、非常に見づらい内容であります。このことは、市長が掲げる、よりわかりやすく、そして具体的に予算を通じて何をしたいかということを示していくという姿勢に私は合わない内容だろうというふうに考えています。ことしは、まさに危機的な財政状況と三位一体改革の大変な状況があり、予算書の様式の手直しという難しい環境があったかと思えます。このように、この予算書そのものをわかりやすくするものとあわせて、市民向けにもっとわかりやすい、市民が身近に感じるわかりやすい予算書の作成についてもあわせてお取り組みいただけますようにご要望を申し上げます。

最後になりましたが、いまだかつて経験したことのない難問山積の美唄の現状であります。しかし、市長がみずから選択し、議会も市民の皆さんも同意した自立へのスタートの年、すなわち自立元年に当たり、その道筋を市長みずから、職員、そして市民と心を一つにして先頭に立っていることが市長の責務であり、またそのことが市民の負託にこたえることだと私はかたく信じています。公平、公正、そして清潔な政治姿勢でどこにも妥協しない頑固さを堅持されて、ぜひ健闘されますよう大いに期待をしております。

議員各位におかれましては、議案第4号平成16年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますことをあわせてお願いし、私の賛成討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号平成16年度美唄市一般会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号平成16年度美唄市民バス会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第6号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました議案第6号平成16年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして、討論に参加いたします。

結論から先に申し上げまして、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

昨年4月からの健康保険本人窓口負担3割への値上げ、一昨年10月からの高齢者の窓口負担の引き上げで、いま深刻な受診抑制、治療中断が広がっています。国民健康保険の滞納者は、昨年6月の時点で約41万7,000世帯、資格証明書の交付は約2万2,500世帯、短期被保険者証は約7万7,800世帯となり、医療を受ける権利、生存権がじゅうりんされている事態が広がっています。政府は、この深刻な事態を国保保険者の都道府県別への統合再編、保険料の引き上げなど、

国民負担を増加で解決する方向を打ち出しています。こうした医療制度の改悪は、小泉内閣の国民の生活、国民の健康に無責任な態度のあらわれであります。こうした政治的状況の中で編成された本会計予算は、編成に当たった関係職員には大変ご苦勞されたことと思います。その労苦に対し敬意を表するものであります。

本会計の歳入歳出の予算総額は、32億9,514万9,000円で、前年比でマイナス1億1,713万6,000円となっています。本市においては、市民の49.9%の世帯が、また全人口の41%が国民健康保険に加入していますが、その圧倒的に多くの人々が低所得世帯であります。長引く不況の中でのリストラや倒産などによる失業者の増加などで、国保税を払いたくても払えない人たちがふえています。こうした中で、本市ではそうした滞納者に対して発行している資格証明書が89世帯、短期被保険者証が239世帯に上っています。国保会計での基金積立金は、現在5億0,800万円余になっており、これは国保加入世帯の1世帯当たり7万6,000円になります。これは、1世帯当たりの国保税の平均納入額が12万7,000円であることから見て大きなものであります。国が進めてきた医療費の値上げを含む健康保険制度の改悪により、市民生活が一層圧迫されてきました。このことから、基金積立金を取り崩し、国保税の引き下げを行うべきであります。

本会計の予算執行は、結果として国の社会保障切り詰めの路線であり、到底容認できないものです。市長は、苦しい中で懸命に生活している市民の命と健康を守るため、国に対

しては国庫負担率をもとの45%に戻すこと。収納率低下に対し、ペナルティーによる国庫支出金の削減をやめさせることを強く働きかけ、市民の生活を守るための先頭に立たれることを期待して討論を終わります。

●議長中西勇夫君 13番谷村孝一君。

●13番谷村孝一君（登壇） ただいま議題となりました議案第6号平成16年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして、討論に参加いたします。

結論から申し上げます、原案に賛成であります。

以下、その理由を申し上げます。

予算は32億9,514万9,000円で、対前年比3.4%の減となっております。国民健康保険制度は、創設以来我が国の医療保険制度の中核として重要な役割りを担い、地域医療保険として地域住民の健康と生活を支えてきましたが、長引く景気の低迷や制度改正に伴う前期高齢者の増加から医療費の増嵩と国民健康保険制度を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。こうしたことから、現在国において少子高齢化においてもすべての国民が安心して良質な医療サービスを受けることができるような医療制度を堅持するため、医療供給体制や医療費の適正化を含め、制度全般にわたり抜本的な改革が進められております。

このように、医療保険制度が運営していくためにさまざまな改革が図られ、大きな転換期を迎えた中で、高齢者や所得の低い方の加入が多い中、本市の国民健康保険の適正かつ安定的な事業運営の確保を図っていくため、制度改正に適切に対処し、国民健康保険税の

収納確保を図り、医療費適正化を推進していくとともに、中長期的な観点に立ち、保険者の財政運営面における経営努力について今後とも強く要請されてくるものと考えます。本予算を通じて、今後の国民健康保険の運営に当たって、より一層の努力を傾注していただくことを要望し、私の討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第6号平成16年度美唄市国民健康保険会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時24分 休憩

午後1時30分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第7号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました議案第7号平成16年度美唄市老人保健会計予算につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

本会計の歳入歳出の予算総額は、44億0,193万7,000円ありますが、これは数字的なものではなく、この予算の執行によって結果として基本的には小泉内閣による医療改革の路線に沿ったものであり、お年寄りの負担が一層重くなる内容を持っています。自民党政府は、連続して毎年のように老人医療制度を改悪し、高齢者の医療不安を増加させてきました。いま高齢者の人たちは、相次ぐ医療費の値上げによる負担を少しでも軽くするために、少しぐらい体調が悪くても病院に行かないとか、病院からもらった薬を飲む回数を減らして長もちさせ、薬代を節約するなどという極めて深刻な事態が生まれており、病気の早期発見、早期治療を困難にしています。

市長は、医療制度の改悪をやめさせ、老人医療費の無料化、病気の早期発見、早期治療のための制度の確立などを国に対して強く働きかけ、高齢者の命と健康を守るため努力されることを期待して討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第7号平成16年度美唄市老人保健会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第8号ないし議案第14号の以上7件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

19番荘司光雄君。

●19番荘司光雄君（登壇） ただいま一括議題となりました7案件のうち、私は議案第12号平成16年度市立美唄病院事業会計予算について、原案賛成の立場で討論に参加いたします。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

まず、その理由の第1は平成16年度、15年度の予定貸借対照表では、ほぼ同額の不良債務14億4,200万円となっています。このことは、第5次病院健全化計画の達成は市立美唄病院の存立の課題であり、その中心は単年度新たな不良債務は絶対出さないという必死の予算であると判断できるからであります。確かに、業務の予定量を見ると、病床数は前年度と同じであります。予定患者数は、入院、外来とも平成15年度を下回っております。しかし、内科あるいは産婦人科等の固定医の確保などに市長、院長はじめ関係

者が懸命に努力を続けられ、一定の見通しが立ったことが一般質問や議案審査の過程で明らかになりました。すなわち、業務量の完全遂行、そして予算に見込んだ医業収益確保の担保に責任を持ったものと考えられます。

その2は、病院関係職員が一丸となって職員費1億4,000万円を身銭を切って市立病院の使命を全うするという強い決意が費用の面で表現されていることでもあります。このことは、各会計も同じ努力されていますが、市立病院は労災病院の存亡とあわせて、一層進む高齢社会のかなめである医療機能の維持こそ美唄自立の大きな地域資源であることについて、自覚的な行動に入っていると考えるのであります。

その3は、病院経営と運営の最大キーパーソンである医師が内科を中心に数が減っても、みずからに課した業務量を誠実にこなしながら、総合医療相談所の設置など、苦しい中でも目線は市民や患者、家族に向いていることが確認されることでもあります。

その4は、特別利益1億5,000万円をはじめ、出資金など三位一体改革の被害を総かぶっている一般会計もその役割りをぎりぎり果たしていることが理解できるのであります。

次に、若干意見を申し上げます。美唄市の社会機能の中で、医療面の充実さは道内屈指のものであります。経営環境はその分厳しさは増しますが、今日の21世紀は、20世紀の発想では物理的に不可能なことも可能にする時代となりました。情報関連の技術革新は、地域の遠近性を排除したと考えるべきであります。したがって、市立病院を先頭に労災病院、そして市内全病院が、すべては患者と家

族に貢献、奉仕するという理念を1つにすることは、美唄自立の大きな戦略柱であると私は事あるたびにこの議会で訴えてきました。市立病院がその先頭に立つことは、設置主体が市民自身であることからして自明の理であります。

したがって、最も古く、伝統ある市立病院はいまこそ、

1つに、新しい夢に挑戦すること。

2つに、人の心をつかめない運営や改革は市民や患者の信頼を得ることなく、必ず失敗することの認識を持つこと。

3つに、よもや市立病院がつぶれることはないといった大企業病的あるいは公務員病的な考え方は捨て去ることでもあります。

4つには、全職員が自分たちの立場と役割りを改めて再認識し合うこと。

5つに、職員1人ひとりが市立病院の創業者である市民感覚を持つこと。そして、目的と心を1つにすること。

以上、美唄における医療機能に対する認識と意見を申し上げ、私の討論といたします。

●議長中西勇夫君 これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号平成16年度美唄市下水道会計予算ないし議案第14号平成16年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上7件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより報告第6号について質疑を行います。

す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号市町村合併問題等調査特別委員会報告については、委員長報告のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、議案第48号平成15年度美唄市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長井坂紘一郎君(登壇) ただいま上程されました議案第48号平成15年度美唄市一般会計補正予算(第8号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、地方債について補正しようとするもので、交流拠点施設整備に伴う財源として追加しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 これより議案第48号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号平成15年度美唄市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第4、議案第41号財政調整基金使用の件ないし日程の第6、議案第43号財政調整基金の一部積立て停止の件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長井坂紘一郎君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第41号財政調整基金使用の件であります。

本件は、病院会計の健全化支援の費用に対応するため、議案記載のとおり基金を使用することについて、美唄市財政調整基金条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次は、議案第42号財政調整基金使用の件であります。

本件は、地方交付税の著しい減少による歳入不足に対応するため、議案記載のとおり基金を使用することについて、美唄市財政調整基金条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次は、議案第43号財政調整基金の一部積立て停止の件であります。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により平成15年度においてその積立てを停止しようとするものでございます。

以上、各案件について提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 これより議案第41号ないし議案第43号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号財政調整基金使用の件ないし議案第43号財政調整基金の一部積立て停止の件の以上3件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第7、議案第46号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程

されました議案第46号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、中川晃一委員が3月1日に逝去されましたので、本市固定資産評価審査委員会委員として新たに三宅雅登氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由のありました議案第46号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第8、議案第44号美唄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件及び日程の第9、議案第45号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） ただいま議題となりました議案第44号美唄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件及び議案第45号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件の以上2件について、一括提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第44号についてであります。

本件は、美唄市議会議員の報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部を次のように改正しようとするもので、付則を付則第1項とし、付則に次の1項として、付則第2項、期末手当の額については平成16年4月1日から平成19年4月30日までの間に限り、第5条第2項の規定にかかわらず、基準日において第2項の規定により受けるべき報酬月額に、6月支給の場合は100分の210を、12月支給の場合は100分の230をそれぞれ乗じて得た額とすることについて加えようとするものであります。

なお、付則にこの条例の施行日を平成16年4月1日といたしました。

このことについては、条例第5条第2項の規定にある報酬月額に加算する、いわゆる役職加算100分の15について、平成16年4月1日から私たち現職市議会議員の任期内である平成19年4月30日までの間に限り廃止することにより、市議会議員の年報酬について、おおむね4%程度の削減をしようとする内容であります。

次に、議案第45号についてであります。

本件は、美唄市議会議員定数条例の一部を次のように改正し、本則中22人を16人に改めようとするものです。

なお、付則において、この条例の施行日を公布の日とし、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することといたしました。

このことについては、美唄市議会議員の定数について次の一般選挙から現行の22人から16人に改め、6人の減員をしようとする内容であります。

次に、議案第44号及び議案第45号の以

上2件について、提案に至る経過について一括してご説明申し上げます。

昨年6月17日に設置された美唄市議会市町村合併問題等調査特別委員会（以下委員会）において美唄市の自立に当たり、議会の責任と権限を果たしつつ議会関係支出をどう削減できるのかを協議し、先例にとらわれず、常に市民の目線に立って議論を進めていく方針を確認いたしました。その後、同年11月4日以降議論を深め、あるべき議会の議論とともに1、議員定数、2、議員報酬、3、政務調査費、4、選挙費用の公費負担について、素案づくりを各派代表者会議にゆだねることになりました。その後、代表者会議で協議を重ね、全代表者が一致した素案をまとめ、12月11日の委員会において22人全会一致で成案を得ることができました。経過は以上でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 これより議案第44号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号美唄市議会議員の報

酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第45号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第10、議案第47号美唄市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

20番林 国夫君。

●20番林 国夫君（登壇） ただいま議題となりました議案第47号美唄市議会委員会条例の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回改正しようとするのは、美唄市部設置条例の一部改正に伴い、委員会条例第2条第1号中「企画財政部の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項」を「総務部の所管に属する事項」に改め、付則において施行期日を平成16年4月1日としようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 これより議案第47号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号美唄市議会委員会条例の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第11、承認第1号総務委員会所管事務調査の件ないし日程の第14、承認第4号議会運営委員会所管事務調査の件の以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付いたしました承認書のとおり閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第15、意見書案第1号北海道警察捜査用報償費等不正支

出疑惑の徹底究明を求める意見書ないし日程の第23、意見書案第9号65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書の以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第3号の以上3件について、10番米田良克君。

●10番米田良克君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第1号ないし意見書案第3号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北海道警察捜査用報償
費等不正支出疑惑の徹
底究明を求める意見書

テレビ朝日の報道番組「ザ・スクープ」は昨年11月下旬、北海道警察（道警）旭川中央署の捜査用報償費不正支出疑惑を報道しました。また、北海道新聞は旭川中央署の疑惑にとどまらず道警全体で広く裏金づくりが行われていた疑いが濃厚だという記事を連日のように掲載しています。2月11日には札幌弁護士会の一室で、原田宏二元警視長が弁護士同席で組織的裏金づくりの実態について記者会見で内部告発し、最近では釧路管内弟子屈署の元署員が、裏帳簿づくりがシステム化されている実態を生々しく証言しました。

北海道議会は、3月に入り原田宏二氏の参考人招致や委員会質疑を行い、実態の究明にのり出しました。

これらの一連の動きに対し、道警、警察庁は内部検討を進めることを明らかにしました。しかし、身内の調査には限界があります。道警OBの証言や今日までの報道がすべて事実

とすれば、道警自らが組織的に、詐欺、横領、公文書偽造・同行使等の罪を犯していたこととなります。

関係機関は、道民の信頼を取り戻すためにも、第三者による調査委員会の設置など、すべての警察の不正支出疑惑について徹底究明を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

労災保険制度の国営
存続を求める意見書

北海道における労働災害は、平成14年度では休業4日以上労働災害発生件数が・691件と1日平均21件もの労災事故が発生しています。また、道内の労災死亡者数は136人と全国で最悪の状況が続いているなど、勤労者が健康で安全に生活するためにも、労働災害の未然防止対策の確立等が強く求められています。

こうした中、国の総合規制改革会議は、労災保険制度の民営化に向けた検討を行い、昨年12月には第3次答申が示されました。

現行の労災保険制度は、多くの労災犠牲者の上に積み上げられてきた労働者保護のための制度であり、国の不可欠な施策として存続してきた制度です。しかるに、これが民営化されることになれば、労災補償の実効性・担保や公正な認定基準などの問題が指摘されていることに加え、企業倒産時の労働者への未払い賃金の立て替え払い制度の廃止をも検討される恐れがあります。

よって、国においては労働者保護を担ってきた本制度を引き続き国の直轄制度として存続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

30人以下学級実現等
教育予算の充実を求め、
義務教育費国庫負担法を
守ることを求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定め、それを義務教育費国庫負担法で具体的に定め、長らく機能してきました。また、教育基本法第10条は「教育行政は必要な諸条件の整備確立を行うこと」を定めており、この理念・精神が十分に達成されるよう教育行政の不断の努力が求められます。

政府は1985年以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費を義務教育費国庫負担法の適用除外とし、地方自治体へ負担転嫁してきました。さらに財務省は学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外する意向を示していましたが、地方の強い抵抗でこれを断念させてきました。しかし、04年度の予算編成では、平成18年度までに国庫負担金全額の一般財源化の検討を決めました。事務職員給与もこの中で結論を出すとしています。

また、「三位一体」の議論は、数値目標での削減、負担金などの国・地方のあるべき分担議論がない、知事会議論でも義務教育費国庫負担制度の意義・役割に触れていない、な

ど大きな問題を含んでいます。そして、「骨太方針2004」を6月初旬にまとめるため、4～5月に検討することが決定されました。

義務教育費国庫負担法が実質を失うようになれば、わが国の義務教育を支える国と地方の負担割合を損ね、地方の財政を一層逼迫させることとなります。また、深刻な雇用情勢から、修学援助受給者や奨学金希望者が増大し、教育費の公費負担が一層求められているにもかかわらず、地方財政の圧迫は保護者負担の増大につながります。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 学校事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。
4. 教科書の無償制度を継続すること。
5. 私学助成の確保・大幅な増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第4号について、9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第4号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金「改正」法案の 撤回を求める意見書

政府が国会に提出した年金「改正」法案は、制度の存続安定のためにとりして、厚生年金の保険料の連続値上げと給付水準を国会の審議なしに経済状況や少子化の動向に講じて自動的に引き下げるといった内容です。厚生年金の保険料を現行の13.58%から18.30%に、国民年金の保険料を月1万3,300円から1万6,900円に上げる案です。一方、給付水準は、厚生労働省の試算でも15%も削減され、年間2ヶ月分のカットです。

政府は、保険料の上限と給付水準の下限を決めたので「安心」を確保できたと強調していますが、住民の間には「安心」どころか、不安と不信が渦巻いています。

マスコミの世論調査では、今回の見直しで「国の年金制度に対する不満や不安」が「解消される」はわずか9%、「解消されない」が88%と圧倒的多数です。保険料引き上げと給付水準引き下げに76%が反対しています。（「読売」1月29日）。

また、政府は、給付水準は下がるが「受け取る年金額は下げない」といいますが、物価下落を理由にした年金額の引き下げは、03年度実施され、04年度予算案に盛り込まれています。今回の法案は、物価下落の場合には年金額を自動的に引き下げるといった内容です。下げないなどというのは偽りです。しかも、年金から介護保険料が天引きされるので、介護

保険料が上がれば、実際に受け取る年金は下がります。

さらに政府は、基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1に引き上げる「道筋」をつけたとされていますが、これは法律の附則に04年度から実施するとしていたものを反故にして「09年度までに完了」と5年も先送りしたのが実際です。しかも、それを、「消費税を含む抜本的税制改革を実現」したうえで国庫負担の2分の1への引き上げを完了させるとしているのです。すでに国民世論も撤回を求めています。

よって政府は、今回の年金「改革」法案は撤回し、国民の願いに答える「改革」案を提出すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第5号ないし意見書案第8号の以上4件について、1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第5号ないし意見書案第8号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

BSE、鳥インフルエンザなど、食の安全に関する意見書

昨年12月に米国でBSEが発生したのに続いて、今年に入ってアジア各国で高病原性

鳥インフルエンザが猛威をふるい、米国からの牛肉の輸入停止に続いて、タイや中国からの鶏肉輸入も停止し、外食産業や国民の食卓にも大きい影響を及ぼしつつあります。

BSEや高病原性鳥インフルエンザは、ともに人畜共通感染症で、動物のみならずヒトにも発症し、抗体を持たない人類は大きな被害を受けることが現実化しつつあります。特に国の農畜産物輸入自由化の推進によって、世界有数の輸入食料依存国となっている日本では、その危険性が高いことを直視し、万全の対策を講ずる必要があります。

したがって、政府は、食の安全と国民の健康確保のために、以下のような対策を講じるように求めます。

記

1. アメリカで発生したBSE対策について
 - (1) 米国産牛肉にも全頭検査を求めること。
 - (2) 昨年米国から輸入された危険部位を含む牛肉製品の回収を徹底して行うこと。
 - (3) 便乗値上げや不当表示が起きないように牛肉価格の監視、指導を強めること。
 - (4) 輸入中止により打撃を受けた流通・外食関係中小企業に対する経営支援に万全を尽くすこと。
2. 高病原性鳥インフルエンザ対策について
 - (1) 30キロメートル圏内の病死鶏に対する検査は、完全に行うこと。
 - (2) 全国規模でのモニタリング検査を完全実施すること。
 - (3) 感染ルートの解明、予防ワクチンなどの研究開発を強めること。

- (4) 周辺養鶏農家と、風評被害にあった養鶏農家に対する被害への補償・支援措置をとること感染ルートの解明、予防ワクチンなどの研究開発を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

教育基本法の「改正」に関する意見書

小泉首相は、教育基本法の「改正」について、「国民的な議論を踏まえ、精力的に取り組む」と、国会での施政方針演説で述べました。

現在の教育基本法は、教育の目的に「人格の完成」をおき、「平和的な国家及び社会の形成者」の育成を掲げています。また、国家権力による「不当な支配」を排除しています。これらの民主的な理念や原則は、戦前の教育が、侵略戦争を支える「人づくり」「兵士づくり」の場となったことへの反省から生まれたものです。

教育基本法の「改正」は、憲法にもとづく民主的教育の理念や原則の改変を意味します。その中身は、国が「教育振興基本計画」をつくり、教育内容にまで踏み込んで統制することをねらうものです。このことは、国家権力による「不当な支配」の排除という教育基本法の原則への挑戦です。

政府は教育をめぐる矛盾や困難の原因が教育基本法にあるかのように言って「改正」・見直しを進めようとしています。こうした見

直しには道理も根拠もありません。むしろ、政府が民主的教育の理念を踏みにじってきたことこそが重大です。

「人格の完成」を教育の基本目的におくというのは、子どもの成長と発達を何よりも大事にするということです。ところが、政府が長年続けてきた世界でも異常な競争主義の教育、管理主義の教育は、子どもの心と成長を深刻に傷つけています。1月末に、国連・子どもの権利委員会が日本政府に対して行った勧告でも、「過度に競争的な教育制度によって、子どもの身体及び精神的な健康に悪影響が生じている」と厳しく批判しています。

家計の教育費負担が重いことも見過ごせません。日本は国と地方の学校教育への支出がOECD（経済協力開発機構）30カ国のうち、GDP比で最低である一方、家計の教育費は4番目に高く、国立大学の学費が一番高くなっています。これでは、「教育の機会均等」が保障されているとはいえません。

教育基本法は行政の任務として第10条で、国による「不当な支配」の排除とともに、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備」を明記しています。いま、政府が行うべきは、教育の中身に口を出すことではなく、「必要な諸条件の整備」をすすめることです。よって、次の事項について強く要望します。

記

1. 政府は、教育基本法の民主的理念や原則を改変する「改正」を行わないこと。
2. 政府は、教育基本法の理念や原則を生かし、義務教育国庫負担金制度の堅持や国の責任による30人学級の実現など、教育条件の整備充実をはかる行政をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

国連子どもの権利委員会 の勧告を尊重し教育政策 の改善を求める意見書

国連・子どもの権利委員会による日本政府への2回目の勧告が1月末に出されました。5年前の1回目の勧告は、「高度に競争的な教育制度により子どもが発達障害にさらされている」という厳しいものでした。

これに対し、今回、日本政府は、国連の委員会に「15歳未満の減少などで教育の競争的な性格は緩和されている」「高校入試も改善されている」と、この間の教育改革の「成果」をアピールしました。

しかし国連の同委員会は、子どもに影響を与えることについて、①子どもの意見の尊重と参加をすすめる、子どもがこの権利を理解できるようにする、②社会全体に子どもの権利の周知徹底をはかる、③子どもの意見がどれだけ考慮されたかを定期的に吟味する、④学校や子どものかかわる施策で方針を決める会合などに子どもが参加できるようにすることなどを勧告しました。ほかにも、①子どもの政治活動への制限や体罰・持ち物検査などの見直し、②学校の施設で不服申し立ての仕組みづくり、③障害のある子どもの教育やサービスの向上、④児童養護施設最低基準の改正、⑤少年法の刑罰年齢の引き下げの見直しなど、多岐にわたる勧告が行われました。

よって政府は、自らの教育政策を根本から

反省し、子どもを含む国民の意見を聞き、勧告に沿った改革に真剣に取り組むべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

地方交付税の制度堅持と 総枠確保に関する意見書

平成16年度の政府予算案で、「三位一体改革」の具体化がされました。その地方財政対策では、地方交付税と臨時財政対策債を加えた総額が、前年度に比べて2兆8,600億円、12%もの減少となることが突然発表されました。

これは、新年度の自治体の予算編成に重大な支障をきたしています。

地方財政法第2条第2項は「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自立性をそこなうような施策を行ってはならない」と定めています。

そもそも地方交付税の目的には財源調整機能と、財源保障機能が明確に規定されています。政府には、交付税制度の根幹を堅持する責務があります。人口規模の少ない町村の財政を不当に圧迫する段階補正の見直し（縮小）を一方的に行うべきではありません。

よって政府においては、地方交付税の財源保障機能等を堅持し、総枠の維持をはかれるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第9号について、8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第9号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書

日本は、2007年には総人口の約3人に1人が、60歳以上の高齢者となることが見込まれています。わが国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっています。しかしながら、わが国において、何らかの形で65歳まで働ける場を確保している企業の割合は全体の約70%、そのうち希望者全員が65歳まで働ける場を確保している企業は全体の約30%にとどまっています。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者は一たん離職すると再就職は大変に困難な状況にあります。

国及び政府においては「団塊の世代」の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で65歳まで働き続けることができるようにするため、下記のような定年年齢の引き上げや継続雇用

制度の義務化をはじめとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備等、所要の措置を講ずるよう強く求めるものです。

記

1. 厚生年金の支給開始年齢引き上げを踏まえ、定年年齢の引き上げまたは原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務づけるように高年齢者雇用安定法の改正を行うこと。
2. 厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取り組みに対する財政上の支援策を講じるなど、円滑な制度の導入・整備に努めること。
3. 高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも多様化することから、多様なニーズに対応した雇用・就業機会が確保されるよう、短時間勤務の導入や多様就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講じること。
4. ハローワークや民間団体、NPOとの連携を図りつつ、職業紹介等の就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供等の総合的な就労支援を行う窓口として、シルバー人材センターを活用し、高年齢者をサポートすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年3月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由

の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第1号ないし意見書案第3号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号北海道警察捜査用報償費等不正支出疑惑の徹底究明を求める意見書ないし意見書案第3号30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を守ることを求める意見書の以上3件は、原案のとおり決定されました。

これより意見書案第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見書案第4号年金「改正」法案の撤回を求める意見書は、原案のとおり決定

されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第5号ないし意見書案第9号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号BSE、鳥インフルエンザなど、食の安全に関する意見書ないし意見書案第9号65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書の以上5件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成16年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後2時25分 閉会